

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2019 年 12 月 24 日

パナソニック株式会社

2019年12月24日

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

代表取締役 津賀 一宏



当社は、2019年8月23日付でHITエナジー株式会社（旧商号：SOLEA株式会社、本店所在地：大阪府貝塚市二色南町15番地2、以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約（その後の変更を含む。）（以下「本件吸収分割契約」といい、本件吸収分割契約に基づき行う吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）を締結し、2019年8月26日付、2019年9月26日付、2019年10月28日付及び2019年11月29日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いました。2019年12月24日付で本件吸収分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したことに伴い、2019年8月26日付、2019年9月26日付、2019年10月28日付及び2019年11月29日付吸収分割に係る事前開示書面に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は2019年8月26日付吸収分割に係る事前開示書面の項目番号と対応しております。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

以下の事項を追加いたします。

「当社は、本件吸収分割の効力発生日を変更するため、2019年12月24日付で、承継会社との間で本件吸収分割契約に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約変更契約」のとおりです。」

以上



吸収分割契約変更契約

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びH I Tエナジー株式会社（旧商号：S O L E A株式会社）（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2019年8月23日付で締結（2019年9月26日付及び2019年10月28日付並びに2019年11月29日付で変更）された吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、以下のとおり吸収分割契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約第6条を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

「第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年2月3日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。」

第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更、修正又は追加されたものを除き、本吸収分割契約の他の規定は引き続き効力を有するものとする。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された本吸収分割契約を意味するものとする。

（以下余白）

本変更契約の締結を証するため、本変更契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名
又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 12 月 24 日

甲： パナソニック株式会社
代表取締役 津賀 一宏



2019年12月24日

乙： HIT エナジー株式会社（旧商号：SOLEA 株式会社）

代表取締役 重田 光俊



